

## 土佐清水市地域公共交通協議会規約（案）

### （設置）

第1条 この会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）施行規則第9条の3及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議、計画の実施に係る連絡調整、並びに地域の実情に即した輸送サービスの実現、維持に必要な事項の協議を行うため設置する。

### （名称）

第2条 この会の名称は、土佐清水市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

### （事務所）

第3条 協議会の事務所は、土佐清水市天神町11番2号市庁舎内に置く。

### （目的）

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

### （協議事項等）

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 協議会の運営に関すること。
- (4) 地域の実情に即した輸送サービスの実現に関すること。
- (5) その他協議会が必要と認めること。

### （組織）

第6条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

### （委員の任期）

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(会長)

第8条 会長は、土佐清水市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第9条 副会長は、委員のうちから充てる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

(監査員)

第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、土佐清水市企画財政課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、企画財政課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、土佐清水市企画財政課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の過半数をもって決定することとする。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 会議は公開で行うとともに、協議会に関する情報は土佐清水市のホームページ等を利用して公表する。

(幹事会の設置)

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、幹事を設置することができる。

- 2 幹事会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事

項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例（平成20年9月10日条例第20号）の例による。

(協議会の解散等)

第17条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(規約の変更)

第18条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、平成20年3月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年3月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年3月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別表1(第6条関係)

区分		委員	区分	
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律			道路運送法	
第6条第2項第1号の委員	主宰する地方公共団体	土佐清水市長	第9条第1項第1号の委員	
第6条第2項第2号の委員	交通事業者	(有)足摺交通	第9条第1項第2号の委員	
		竜串見残観光ハイヤー(有)		
		高知西南交通(株)		
第6条第2項第2号の委員	道路管理者	高知県幡多土木事務所 土佐清水事務所	第9条第2項第1号の委員	
		土佐清水市 まちづくり対策課		
第6条第2項第3号の委員	公安委員会	高知県中村警察署	第9条第1項第3号の委員	
	利用者・学識経験者	土佐清水市連合区長会		
	関係機関		国土交通省 四国運輸局高知運輸支局 総務・企画観光部門	第9条第1項第4号の委員
			国土交通省 四国運輸局高知運輸支局 輸送・監査部門	
			高知県 総合企画部 交通運輸政策課	第9条第2項第2号の委員
			高知県 産業振興推進部 産業政策課 地域支援企画員	
			(一社)土佐清水市観光協会	
			土佐清水商工会議所	
土佐清水市 企画財政課				
土佐清水市 こども未来課				